大泉町ふるさと納税における返礼品提供に関する誓約書兼同意書

令和　　年　　月　　日

大泉町長　様

所 在 地：
事業者名：
代表者名：

大泉町ふるさと納税の返礼品提供事業者として、下記の事項について誓約し、同意いたします。

記

（１）返礼品の提供においては、地場産品基準（平成 31 年総務省告示第 179 号）及び食品表示法等の関係法令を遵守すること。
（２）個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守し、返礼品の発送以外の目的に使用しないこと。返礼品の提供に係る業務が終了した後も、同様とする。
（３）返礼品登録に関する書類（データを含む。）については、適正な情報を記載して保存するとともに、返礼品の内容や発送スケジュール等に変更が生じる場合は、速やかに町又は町の業務代行事業者へ報告し、指示に従うこと。
（４）返礼品の提供数量については、確実に提供することができる数量を報告するとともに、厳格な在庫管理を行うこと。
（５）返礼品の梱包については、配送中の破損や品質劣化を防ぐために十分な措置を講じること。
（６）返礼品やその作業現場等の調査・確認を行う必要があると町が認める場合は、町の調査（実地調査を含む。）に協力すること。
（７）自らの過失により寄附者に返礼品を発送することができない場合は、町と協議の上、自らの責任において同等品を確保する等（確保に要する費用負担も含む。）の対応を行うこと。
（８）発送した返礼品に関するクレーム等が生じた場合は、原因の究明を行うとともに、それが自らの責めによる場合には、自らの負担により、クレーム等のあった返礼品の引戻し及び返礼品の再送を行うこと。
（９）寄附者に健康被害が発生した場合や産地偽装等、重大な違反行為があった場合は、自らの責任において賠償や返金を行う等、町と協議の上必要な対応を行うこと。
（10）返礼品提供事業者としての要件に適合しなくなった場合における返礼品の取扱いの停止措置又は返礼品提供事業者の取消措置に同意すること。